

平成27年3月6日

関係各課（所）長 様

建設局技術管理課長

施工体制台帳の作成等についての改正について（通知）

標記の件について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添「施工体制台帳の作成等についての改正について」のとおり通知がありました。

建設業法等の一部改正により、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されるとともに、施工体制台帳の記載事項として、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が追加されます。

つきましては、平成27年4月1日以降に契約を締結する工事から本改正が適用となりますので、受注者へ施工体制台帳の作成等について適切に指導、監督を行うようお願いいたします。

また、これらの改正に伴う対応を下記のとおり行いますので、所属職員へ周知をお願いいたします。

記

1 外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定【別紙1】

国土交通省において「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」を制定しましたので、お知らせします。

本市発注工事については、本ガイドラインに準拠し元請企業による下請企業への指導を促進するものとします。

2 工事現場等における施工体制の点検要領の一部改定【別紙2-1, 2】

工事現場等における施工体制の点検要領の対象を、下請金額3,000万円以上（建築一式4,500万円以上）の工事から下請契約を締結する全ての工事に変更しました。

また、施工体制チェックポイントに、「外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事状況」並びに「主任技術者」に関する点検項目を追加しています。

なお、本要領の点検対象の拡大に伴い、別に定めていた「一括下請負の疑義に関する点検要領」は廃止とします。

3 土木工事必携の一部改定【別紙3-1、2】

土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-10「施工体制台帳」における施工体制台帳の作成等について、受注者が下請契約を締結した場合に行うよう変更しました。

また、施工体制台帳の書式を「外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事状況」並びに「主任技術者」に関する項目を追加した新様式に変更しました。

4 建築工事特別共通仕様書、電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書及び監督員の心得の改定

建築工事特別共通仕様書、電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書及び監督員の心得については、施工体制台帳に関する事項が変更となりますが、他の事項も含めた改定を予定しているため、別途、関係各課に周知します。

5 その他

- (1) 施工体制台帳の作成が必要な工事においては、これまでと同様に施工体系図も作成し、施工体制台帳とともに現場への備え置き、提出が必要となります。
- (2) 工事現場等における施工体制の点検要領は、ライブラリ（技術管理課＞施工体制点検要領）に掲載します。
- (3) 土木工事必携は、市HP（トップページ＞事業者向けの情報＞まちづくり・交通・建設＞公共工事）に掲載します。

問合せ先

建設局技術管理課

技術管理係 電話 829-1515(内線 3594)

土木積算係 電話 829-1516(内線 3598)

建築積算係 電話 829-1514(内線 3592)